

IV 関東森林管理局仕様書

1 総則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 下刈（全刈）

（１）作業方法等

区域内の幼齢植栽木（以下「植栽木」という。発生している有用天然木等で植栽木の配置状況等に応じて保残育成するものを含む。以下同じ。）と競合状態にある全ての雑草、笹、雑灌木、つる類等の刈払いを行うものとし、その方法は以下による。

- ① 刈払高は、できるだけ地際に近い位置とする。
- ② 刈払物は植栽木を覆わないよう注意し、なるべく植栽木の根元周囲（あるいは列間）に寄せて乾燥防止等に活用すること。
- ③ 植栽木に巻きついたつる類は生育に支障のないように取り除くこと。
- ④ 刈払いに際しては、特に植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に鎌及び刈払機の刃部が向かないよう植栽木を中心として外側の方向に刈払いを行うものとする。
- ⑤ 特に、笹、雑草等の繁茂が著しい箇所では監督職員の指示に従い、あらかじめ植栽木の周囲を刈払い、位置を明らかにしてから刈払いを行うこと。
- ⑥ 保護樹として保残してある立木で、植栽木の生育を阻害しているものがある場合は、枝払いを行うものとする。

（２）作業記録

下刈の月日、林小班、樹種、刈払方法、作業量、折損本数、単木保護資材の損傷等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定める「様式 U8」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。

（３）刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

3 シカ防護柵作設（ネット柵）

（１）作設位置

作設位置は、測量杭又は図面に表示した箇所とする。

（２）構造等

別紙特記仕様書の作設標準図及び材料表のとおり。

（３）作業方法等

- ① 支柱は、特殊ポリエチレン製、防腐剤を含浸塗布させた木材製とし、長さ 2.7m 以上で、相当程度の強度及び 5 年以上の耐久性を有するものとする。また、簡単に抜けたり倒れたりしないようにしっかりと地面に固定する。
- ② 支柱設置間隔の標準は 2 ～ 4 m とし、地形や勾配に応じて、その間隔を調整することとする。
- ③ 張りロープは ϕ 8 mm 以上とし、シカ等がかかって暴れても切れない強度を有するものとする。
- ④ 押えロープは ϕ 8 mm 以上とし、シカ等がかかって暴れても切れない強度を有するものとする。
- ⑤ ネットは網目 150 mm 未満の、耐光性、耐疲労性、強度に優れたものを使用することとし、接地部には必要に応じてもぐり込みを防ぐ折り返しを設けること。
- ⑥ 張りロープ及び押えロープはネットの上下段の編み目に完全に通し、支柱にしっかりと縛り付けること。
- ⑦ 接地部分は、押さえロープをアンカーピン等によって固定し、シカ等の潜り込みやネットのめくれを完全に防ぐこと。
- ⑧ 柵のできあがり寸法は、高さ 1.8m 以上とする。

4 忌避剤散布

(1) 散布区域及び散布量等

- ① 散布区域は、図面で示してある区域とする。
- ② 忌避剤の種類、単位当たりの散布量等は、別紙特記仕様書のとおりとする。

(2) 散布対象

区域内の幼齢植栽木とする。なお、有用樹の幼齢木については必要に応じ対象とすることができる。

(3) 資格要件

事業の実施に当たっては、以下のいずれかの者を配置するものとする。

- ① 事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修を受けている者
 - ② 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー
 - ③ 緑の安全管理士
 - ④ 技術士（農業部門・植物保護又は森林部門・林業）
 - ⑤ 樹木医
- ⑥ ①～⑤に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者

(4) 散布作業

基本的には、使用する忌避剤毎に定める使用方法に基づき作業するとともに、以下に留意することとする。

- ① 散布は、手動散布機(霧無しノズルを使用)で実施すること。
- ② 本剤は貯蔵中に油分の分離を生じることがあるので、使用の際はよく攪拌して均一な状態としてから、所定量の水に希釈し、よくかき混ぜてから散布する。
- ③ 忌避剤の散布部分は、植栽木の食害が予想される部分とする。具体的には、特記仕様書及び監督職員に指示による。
- ④ 忌避剤を河川等に流出させないようにすること。
- ⑤ 散布に用いた器具等は、使用後直ちに洗浄する。機材等の洗浄に当たっては、洗浄した水が河川等に流出しない場所で行うものとする。
- ⑥ 人家、桑畑等の付近で散布するときは、忌避剤の飛散流出状況を常にチェックし、被害が発生しないよう十分注意すること。

(5) 散布記録

散布場所、忌避剤名、使用量等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定める「様式U9」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。

(6) 安全上の留意事項

- ① 本作業実行に当たっては、安全研修等を実施し、忌避剤の特性、事業実行上の注意、散布要領を全作業員に熟知させなければならない。

② 作業に当たっては、保護衣類（防護衣、手袋、マスク等）を確実に着用させ、忌避剤を素手で触れたり、皮膚に付着しないようにするとともに作業後は、露出部の水洗いを必ず行わせるなど健康管理、災害防止に万全を期すこと。

③ 誤って眼に入った場合には、直ちに水洗いし、眼科医の手当を受ける。

④ 作業中は、危険回避のため、関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

（７）実行上の留意事項

① 散布時の風向に留意し、風上から風下に向けて散布する。

② 散布直後の降雨または強風時の散布は、本剤の効果を減じるため、散布時は強風・雨天を避け、天候をよく見極めてから散布する。また、散布中に強風や降雨があった場合は、直ちに作業を中止する。

③ 忌避剤の授受は、監督職員立会のもとに厳正に行い、厳重かつ良好な状態で保管しなければならない。

④ 崩壊危険箇所、河川、沢等については、両側に 10m 程度（常時流水のある沢については 20m 程度）の間は散布しないこと。

⑤ 空箱、空袋は林地内の安全な場所に集積し、監督職員立会のもとに数量を確認し、適正に処分すること。